

新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触者について

(国より保育園等への対応が出されましたのでお知らせします。)

感染者（PCR 検査・抗原検査で陽性）の療養期間

【有症状の場合】

→発症日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した時点で、療養終了となります。

日目	0	1	2	3	4	5	6	7	8
感染者	発症	療養期間（7日間）							登園可

【無症状の場合】

→検体採取日より7日間経過した時点で、療養期間が終了となります。

日目	0	1	2	3	4	5	6	7	8
原則	検体採取日	療養期間（7日間） <症状なし>							登園可
期間短縮						抗原検査陰性	解除		

<無症状者の期間短縮について>

5日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査（検査費用は自己負担となります。）により陰性が確認された場合は、6日目から療養解除することが可能です。

（ただし、保育所等を利用する乳幼児については、厚生労働省の事務連絡で7日間の待機とされているため、期間短縮はできません。）

【無症状から有症状の場合】

当初は無症状でも、後日、症状が出てきた場合は、

発症日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した時点で、療養終了となります。

日目	0	1	2	0	1	2	3	4	5	6	7	8
感染者	検体採取日	症状なし	症状なし	発症	療養期間（7日間）							登園可

濃厚接触者の健康観察期間

→感染者と最後に接触した日を0日として、5日間は、自宅待機し、行動の自粛及び健康観察となります。

日目	0	1	2	3	4	5	6
原則	最終接触日	自宅待機、健康観察（5日間）					解除
期間短縮			抗原検査陰性	抗原検査陰性解除			

<濃厚接触者の期間短縮について>

2日目及び3日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査（検査費用は自己負担となります。）により陰性が確認された場合は、3日目から待機解除することが可能です。

（ただし、保育所等を利用する乳幼児については、厚生労働省の事務連絡で5日間の待機とされているため、期間短縮はできません。）

【同居家族において感染者が発生した場合の、濃厚接触者の待機期間】

日目	0	1	2	3	4	5	6	7	8
感染者	発症	有症状・無症状でも7日間の療養							登園可
同居家族		感染対策開始	感染対策開始日を0日として、5日間が健康観察期間（自宅待機）					解除	

※同居家族内で感染者が発生した場合

「同居家族患者の発症日（患者が無症状の場合は検体採取日）」又は「患者の発症等により家庭内で感染対策を実施した日」のどちらか遅い方を最終接触日とします。

なお、「家庭内での感染対策」とは、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、日用品の共用を避ける、患者が触る場所の消毒など、日常生活を送るうえで可能な範囲の対策です（厳格な隔離を求めるものではありません）。